

1 都市農業の推進について

多くの市民を抱える大消費地としての立地の優位性を生かして、市民に新鮮で安全・安心な農産物を提供する地産地消の推進による販路拡大により、地域の中心的な経営体をはじめ、新規就農者や小規模販売農家など多様な担い手の農業所得の向上を目指す様々な取組を行うことや、食農教育の推進、学校給食における地場農産物の利用拡大など、都市農業を推進していくため、次の施策を行うこと。

(1) 地産地消の推進による販路拡大について

ア 市内で様々な農産物が生産されていることや、市内で農業が営まれていることを消費者の世代別に効果的な手法でアピールをするとともに、地場農産物や地場農産物加工品のブランド化、販路拡大、生産支援など生産振興を強化すること。

【回答】

市内産農産物のアピールにつきましては、市ホームページ掲載内容の充実や、広報紙による情報発信、市農業まつりの開催とともに、生産者団体によるPR販売会の実施の促進及び支援を通じ、市内産農産物の魅力の発信に取り組んでおります。

農産物のブランド化につきましては、生産物の高品質化等に資する新規技術の導入支援として、相模原市農業協同組合に実験圃場整備事業補助金を交付しているほか、さがみはら農産物ブランド協議会と連携し、ブランド化推進品目のブランド化の推進に取り組んでおります。

加工品のブランド化につきましては、農業協同組合への加工品開発事業等委託や、農業関係者を対象とした6次産業化セミナーの実施により、6次産業化の促進を図っております。

販路拡大の取組につきましては、相模原商工会議所の実施するマッチング商談会と連携し、加工品を販売する農業者の販路拡大支援を行っております。

また、生産支援につきましては、「市野菜振興対策事業補助金」や「市果樹振興対策事業補助金」等で栽培に係る薬剤等並びに農業用資材の

購入に要する費用を補助することで、経済的支援を図っております。

頂いたご意見も踏まえ、今後も地産地消の推進に向けた取組を進めてまいります。

- イ 農協農産物直売所や農協と連携し、生産者や販売者などへの地産地消の推進に資する調査結果や検討結果の情報提供に努め、また、生産者・販売者・消費者との情報交換や交流を深める取組を推進すること

【回答】

地産地消の推進につきましては、市内産農産物に対するニーズは高いことから、市農業まつり等で市内産農産物をPRするとともに、令和元年度より農業協同組合へ委託をし、農産物や加工品のブランド化による消費者への定着を図っております。

調査や検討を実施した場合には、積極的に生産者や販売者への周知を行ってまいります。

- ウ 食農教育を推進するため、食への理解・関心を深め、農業の大切さを学べる取組として、未就学児童や小・中学生に向けた出前授業や、栽培から関わる農業体験等を継続・拡充すること。

【回答】

子ども達を対象とした食農教育の推進につきましては、市農業体験学習推進協議会や保育園での食育活動において事業を実施しております。

○食育推進事業

保育園に「ふるさとの生活技術指導士」・「食育ソムリエ」の資格を持つ講師を派遣し、市内産農産物の紹介や、園児が直接農産物に触れる機会を創設する。

○相模原市農業体験学習事業

水田を借用し、参加児童が集団で農業指導者の指導を受け、もち米の田植えから稲刈りまでの体験を行う。

募集人数：100名程度（小学校5・6年生）

小学校においては、生活科や社会科の授業等で、地域の農家の見学やインタビュー活動等通して、農業の苦労や工夫を学ぶ機会を設けてい

る学校があり、引き続き、市農業体験学習推進協議会や保育園とも連携しながら、食育活動の充実に努めてまいります。

エ 学校給食における地場農産物の利用拡大を図るため、小・中学校、義務教育学校と農業者の連携が深まるよう、両者の情報交換や交流の機会を積極的に作るとともに、納入業者の登録方法や発注から納入までの流れを分かりやすく農業者へ周知すること。

【回答】

学校給食における地場農産物の使用につきましては、生産者や青果納入業者、相模原市農業協同組合等と定期的に会議を開催し、地場農産物の使用拡大に取り組んでおります。

また、学校給食の納入業者の登録等につきましては、ホームページを分かりやすく修正するほか、機会をとらえて相模原市農業協同組合等へ説明させていただきます。

オ 市内に多くみられる小規模農家の販売先を確保するため、一定の地域エリアごとの直売所の設置など、農協等関係機関と連携した支援策を進めること。

【回答】

一定の地域エリアごとの直売所の設置を含む小規模農家の方を対象とした支援策等につきましては、実施について農業協同組合と検討してまいります。

(2) 農業生産コストの増加等への対応について

肥料や農業資材等の購入価格の高騰が続き、農業経営を取り巻く状況が厳しい中、国・県の様々な施策について情報収集を行うとともに、引き続き、国・県の交付金や補助事業を積極的に活用し、農業生産コストの増加に対応する給付金の支給をはじめ、迅速な対応に取り組むこと。

【回答】

農業生産コストの増加等への対応につきましては、昨年度及び本年度において、国の地方創生臨時交付金を活用し、給付金の支給を行いました。

来年度においても、国や県の様々な施策について情報収集に努め、市が活用できる農業者の支援に関する制度は、迅速に対応してまいります。

(3) 農業の脱炭素化に向けた環境配慮型農業の推進について

ア 「みどりの食料システム戦略」など国の動向や、肥料・資材代高騰などの情勢を注視し、化学肥料や化学農薬の使用量を低減した環境配慮型の農業や、有機農業の取組面積の拡大について、県及び農協等の関係機関と連携して取り組み、農業者へ補助制度等の情報提供や、農業者や消費者への周知啓発に努めること。

【回答】

環境配慮型農業の推進につきましては、国が「みどりの食料システム戦略」を策定し、有機農業拡大の方針を示したことを受け、本市におきましても有機農業を推進するため、国の「みどりの食料システム戦略推進交付金」を活用し、農業者を対象とした講習会を開催しているほか、市内に実証圃場を設置して堆肥の活用などによるニンジンの栽培実証を行うなど、有機農業の取組面積の拡大に向けた栽培技術の向上・共有化や有機農業への理解促進に取り組んでおります。

また、有機農業で栽培された市内産米を使用した学校給食の提供を、昨年度は小学校で、本年度は中学校のデリバリー給食で行い、保護者を含む消費者への周知啓発にも取り組んでおります。

頂いたご意見も踏まえ、今後も有機農業の推進に向けた取組を進めてまいります。

イ 今年度市が策定した「有機農業実施計画」について、計画や実施する事業の概要を広く農業者へ周知すること。

【回答】

市有機農業実施計画につきましては、本年6月に計画を策定したことを周知する「オーガニックビレッジ宣言」を市ホームページにおいて公表し、農業者等への周知を行っております。

また、事業の実施に当たりましては、認定農業者等に対して広く周知

を行ってまいります。

(4) 都市農業の周知啓発について

ア 生産緑地の保全に向けて、特定生産緑地制度、生産緑地貸借制度及び生産緑地地区における農業関連施設の建築規制の緩和などについて、農業者に対する情報発信を継続すること。

【回答】

生産緑地に係る制度につきましては、優良農地の保全に向け市ホームページや広報紙、関係機関紙などを通じて、生産緑地法の改正内容や特定生産緑地制度、生産緑地貸借制度などを引き続き周知してまいります。

イ 都市農業や農地が、食料の供給だけでなく、食及び食を支える人々の活動への理解を深める場、交流の場、良好な景観の形成や防災空間など多面的な機能を有していることを周知啓発し、市内における農業への理解促進を図ること。

【回答】

都市農業につきましては、大変貴重な資源であることと認識しております。

そのため、食育教育や学校給食などあらゆる機会を通じて、農業委員会や農業協同組合等と協力しながら理解促進に努めてまいります。

(5) 総合的な相談体制の充実について

新規就農や農地のあっせんなど農業者の様々な相談や手続きについて、効率的・迅速に対応するため、農業委員会・農協等の関係機関と綿密な連携を図るとともに、相談会の開催やホームページの充実など、相談しやすい体制づくりや分かりやすい情報発信に取り組むこと。

【回答】

総合的な相談体制の充実につきましては、様々な相談会へ参加し、新規就農者等に対し、積極的に本市のPR活動を行ってまいります。

また、農業委員会や農業協同組合等と連携しながら、市ホームページ

などによる情報発信の取組について、検討を進めてまいります。

2 遊休農地の発生防止・解消について

遊休農地については、農業者の高齢化や担い手不足等のほか、鳥獣被害による営農意欲の減退など、様々な要因により発生している。

特に、津久井地域におけるニホンザル、イノシシ、ニホンジカ等や、旧市域におけるイノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ等による農作物への被害は深刻な問題であり、営農意欲の減退から遊休農地を発生させる大きな原因となっている。

鳥獣被害対策をはじめ、遊休農地の発生防止・解消に向けて、次の施策を行うこと。

(1) 遊休農地の発生防止・解消に向けた取組について

ア 本農業委員会では、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地利用状況調査や遊休農地の所有者への利用意向調査などにより、遊休農地への対策に取り組んでいるが、市においても、遊休農地の発生防止・解消に向けた取組や、雑木林化した農地等の荒廃地周囲の営農環境を悪化させない取組について支援すること。

【回答】

遊休農地のうち耕作放棄地につきましては、市耕作放棄地対策協議会を通じた耕作放棄地の再生や、その再生に必要な農業機械の借上げに係る支援を行ってまいりました。

今後も、引き続き、関係機関と協力しながら、遊休農地の発生防止及び解消に取り組んでまいります。

イ 遊休農地の発生の防止に向け、将来農業経営を継承する又は農業経営に携わって間もない農業後継者のサポート体制の構築や、相続等により農業を継続できない場合に農地のあっせんなどを行う相談体制づくりについて検討すること。

【回答】

農業後継者や、相続等により農業を継続できない方を対象としたサ

ポートにつきましては、引き続き、本市の特性を勘案しつつ、他市の先行事例を研究するとともに、農業委員会、県、農業協同組合、農地中間管理機構その他関係機関と協力しながら、個々の事例に応じた対応に努めてまいります。

(2) 鳥獣被害への対策について

ア 鳥獣被害は、農作物の損害だけでなく、営農意欲の減退に繋がるため、津久井地域だけでなく旧市域も含めて対策を充実させること。電気柵設置補助金の予算拡充、箱ワナ等で捕獲したハクビシンやタヌキ等の小型鳥獣の処分に係る支援に取り組むこと。

【回答】

農業者が設置する農作物鳥獣害防護柵への設置補助事業につきましては、市内全域を対象としております。

野生鳥獣の被害防除には、適切な電気柵等の設置が有効と考えておりますので、農業者への設置指導や予算の確保に努めてまいります。

また、中央区・南区における鳥獣被害への対策につきましては、現在実施している市みどり組合連絡協議会に対する銃器や捕獲罠等による駆除や追い払いへの支援を継続しつつ、農業協同組合と情報共有を行い、対策の検討を進めてまいります。

電気柵設置補助金の拡充や小型鳥獣の処分に係ることににつきましては、引き続き関係機関へ要望を行ってまいります。

イ 「鳥獣被害防止計画【第2期】」の進捗状況、獣種ごとの捕獲実績や防除方法等について資料提供や研修会等を通し、関係機関や農業者に情報提供するとともに、獣種ごとの支援内容をまとめて周知すること。計画に基づき、地域住民・農業者・有害鳥獣対策協議会・市が一体となって取り組みを進め、農協・猟友会等との連携により、相談窓口を充実すること。

【回答】

鳥獣被害防止計画【第2期】における進捗状況、捕獲実績等の情報提供、獣種ごとの支援内容につきましては、各関係機関から選出され構成されている市有害鳥獣対策協議会等を通じて報告、周知をしております。

す。

また、「地域ぐるみの対策」につきましては、「鳥獣被害防止計画」の根幹であることから、地域、関係機関へ積極的に働きかけを進め、研修等の機会に捕獲実績や防除方法について情報提供をまいります。

なお、神奈川つくい農業協同組合では、令和2年度から鳥獣被害対策相談ダイヤルを開局し、被害対策相談ダイヤルを開局し、被害の取りまとめや現地調査にご協力を頂いております。

ウ ニホンザルについては、第5次神奈川県ニホンザル管理計画及び鳥獣被害防止計画【第2期】に基づき、許可された頭数の全頭捕獲や生息域のコントロール、農地への防護柵の設置、追い払いの強化などを確実に実施するとともに、藤野地区（小淵・佐野川・沢井・吉野）や相模湖地区（小原・千木良・与瀬）においては、県境をまたぐニホンザルの個体群の被害が継続していることから、隣接都県との連携により対策すること。また、東京都や山梨県の捕獲方法を取り入れるよう、県に強く働きかけること。

【回答】

ニホンザルの対策につきましては、県の管理計画に基づき、ICT大型捕獲檻等による効率的な捕獲を進めるとともに、これまでの追い払いや市民への煙火の配布の他、銃器を使用して実施する追い上げなどにも取り組んでまいります。

県境を跨ぎ生息するニホンザル群の対策につきましては、県主導により総合的な対応を講じるよう引き続き要請してまいります。

また、八王子市、上野原市及び本市の3市で、担当者レベル情報交換会を定期的を開催し、効果的な対策についての連携を進めております。

県の群れごとに管理するという手法により、効果的な捕獲実績が出ていることから、両市とも神奈川県方式に関心を示しており、県には東京都や山梨県に対して、本県の手法を取り入れていただくよう働きかけを要望しております。

エ 津久井地域におけるヤマビルの被害を減らすために、農業者等への啓発活動や生息域の拡大を防止するための対策を充実させること。

【回答】

ヤマビルの対策につきましては、現在、ヤマビルを根絶する方法が確立されていない状況におきまして、有効な対策としましては、草刈り等により生息場所を少なくすることと、野生鳥獣の人里への侵入を防ぐこととされていることから、環境整備活動への助成や野生鳥獣の捕獲を推進しております。

今年度、ヤマビル対策実証実験により、一定の効果が実証できたため、農業者等へ、駆除方法について普及啓発に努めてまいります。

なお、ハイカー等、人への寄生を防止するため、登山口等17箇所にはヤマビルポスト(忌避剤の配置)を設置して、注意喚起を行っております。

オ 全国での先進的な取組事例を調査し、各地域の状況に応じた実効性の高い鳥獣被害対策を講じること。ドローン(小型無人飛行機)を活用した野生生物の実態把握や追い払い等の実用化に向けた取組を継続するとともに、鳥獣被害対策実施隊の設置等について検討すること。

【回答】

令和元年度から、ニホンザルの群れが生息する地域において、ICT付き大型捕獲檻を導入しております。これにより、遠隔操作で複数頭の捕獲が可能となったほか、出没状況を鑑み、移設することが可能となっております。

ドローンの活用につきましては、現在2機保有しており、ニホンザルの追い払いを実施するほか、集落環境調査に活用するなど、地域や猟友会等の関係団体と行政が連携した、地域ぐるみの被害対策を推進しております。

今後、ドローン操縦の資格者の確保を検討してまいります。また、鳥獣被害対策実施隊の設置につきましては、担い手になると思われる猟友会の意見を聴きながら、検討してまいります。

3 担い手への農地利用の集積・集約化について

農地の有効利用を図り、担い手の確保と農業経営の規模拡大及び農地の集団化を進めるため、次の施策を行うこと。

(1) 「相模原農業振興地域整備計画」の農用地利用計画に掲げられた既存農道の補修、未整備農道や用水路の整備について取組を進めること。特に次の地区については、重点的に進めること。

ア 大島諏訪森下地域の水田地帯については、水稻作の活性化を進めるに当たり、大型農機の導入等の環境を整えるため、外周道路・基幹農道の整備に加え、現在の狭い農道の改良を行うこと。

イ 大沢地区内の農用地については、農地間の境界が分かりづらく、集積・集約化が進まない一因となっていることから、境界を明確化するための支援を検討すること。

ウ 上溝地区の農用地において、横浜水道道等から農地への雨水の流入等による影響が発生していることから、対策を講じること。

エ 小倉地区の農用地において、降雨による砂利道の浸食による農地への砂利の進入や雨水の流入等、農地への影響が生じないよう対策を講じること。

【回答】

相模原農業振興地域の整備につきましては、本市の財政状況を考慮しながら、頂いたご意見も踏まえ、計画に基づく施策を進めてまいりたいと考えております。

オ 金原地区において、津久井地域の農業の拠点形成を目的とした土地改良事業の基本構想の策定に当たっては、地域の農業者との意見交換や情報提供を行い、営農環境や生産性の向上が図られるような検討を進めること。

【回答】

金原地区につきましては、農業生産基盤の整備に向け、金原地区土地改良事業推進委員会を設置して土地改良事業の基本構想を策定し、地権者との合意形成を図りながら事業を推進してまいります。

(2) 藤野地区における大規模な農用地である大日野原圃場への進入路については、急峻な斜面にある上、幅員が狭く勾配やカーブの角度も急なため、慣れた農業者にとっても大変危険な状態であることから、安全対策を継続し

て実施すること。また、進入路整備に係る情報について、適時、地域や関係機関に提供すること。

【回答】

大日野原圃場に進入する農道につきましては、農業者の安全確保が優先されることから、令和3年度から本年度までの3か年で地元関係者と連携を図り、危険箇所において改善を図りました。今後も引き続き地元関係者と連携を図りながら、一部の危険箇所の改善を検討してまいります。

また、進入路整備に係る情報につきましては、実施する予定となりましたら、適宜、地域や関係機関に情報提供をしてまいります。

- (3) 地域農業の将来像を描く「地域計画」については、国等の情報収集を行うとともに、策定までの作業内容やスケジュールを確認した上で、関係機関との協議により役割分担を明確にし、連携しながら策定を進めていくこと。

【回答】

地域計画の策定につきましては、国等からの各種補助金等を受けるための必須要件となる見込みです。

そのため、補助金申請等における農業者への不利益を避けるため、農業委員会事務局とともに地域計画策定に係る国の考えについての情報を集めながら取り組んでまいります。

4 新規参入の促進について

農業者の高齢化や担い手・後継者不足による農業者の減少に歯止めをかけるため、将来にわたって農業を支えていく新規参入者に対する総合的な支援として、次の施策を行うこと。

- (1) 農協やかながわ農業アカデミー等と連携しながら、市内に新規参入者を増やすための取組を推進すること。

特に、かながわ農業アカデミーと市内農業者の研修生の受入れ実績などの情報共有を図り連携すること。

【回答】

新規参入の促進につきましては、農業委員会や農業協同組合等と連携した農地の斡旋や、県立かながわ農業アカデミーと連携した就農相談の機会充実のほか、新規就農者育成総合対策による所得支援を行うなど、担い手の確保・育成に向けた取組を進めてまいります。

また、市内農業者の研修生の受入実績につきましては、適宜、県立かながわ農業アカデミーと情報共有を行うなど、連携に努めてまいります。

- (2) 新規参入希望者に対して、就農前の研修に係る補助・支援制度など必要な情報を周知すること。

【回答】

新規参入希望者に対しましては、農業委員会や農業協同組合、県立かながわ農業アカデミー、地域の農業者等と連携しながら、就農要件や農地情報、新規就農者育成総合対策をはじめとした補助制度等について、必要な情報提供を行ってまいります。

なお、就農前の研修に係る補助制度については、県立かながわ農業アカデミーが相談窓口となることから、ご案内をしております。

- (3) 参入して間もない農業者について、早期に経営が安定するよう、年齢にかかわらず、農業経営の安定化、農業技術の向上をはじめ、農機具や作業場の確保に係る相談などに対する支援を充実するとともに、新規就農後の補助・支援制度の周知を図ること。

【回答】

新規参入者に対しましては、年齢に関わらず多様な営農形態に対して相談を受け付けており、技術面に関しては県農業技術センター等の関係機関と連携した支援を行っております。

また、新規就農後の補助制度等につきましては、農業委員会や農業協同組合と連携しながら、就農時期等に応じた必要な情報提供を行っております。

なお、農機具や作業場の確保につきましては、農業協同組合において農機具の貸出等の支援を行っているとお承知しておりますが、作業場については手当てがなく、各農業者に委ねられているとお聞きしており、農業協同組合と課題を共有しながら対応を検討してまいります。

- (4) 新規参入者が地域に定着して家族が安心して暮らせるよう、地区ごとに農地の情報だけでなく、生活環境に関する情報を提供すること。

【回答】

新規参入者の定着につきましては、就農相談時に、農業委員会や農業協同組合と連携しながら、地区ごとの農地情報や農業経営の概要などについて説明を行っており、病院等の施設や空き家の案内など生活環境の情報提供にも引き続き努めてまいります。

- (5) 新規就農者の販路の確保や納品までの効率化など、農協と連携を図りながら積極的な支援を行うこと。

【回答】

新規就農者の販路の確保につきましては、農業協同組合と連携し、大型直売所等への出荷に向けた支援を行っております。

また、納品の効率化につきましては、市場への出荷に対する奨励金を交付して支援を行っております。

今後も、販路の確保や納品の効率化に向けた支援を継続してまいります。

- (6) 市民等の援農ボランティアは新規就農者の農作業をサポートするために必要なことから、それぞれの農協と連携し、援農ボランティアを育成し増やしていくための取組を支援すること。

【回答】

市民等の援農ボランティアにつきましては、相模原市農業協同組合による「市民農業研修講座」並びに神奈川つくい農業協同組合による「農業セミナー」といった援農者を育成するための講座に対し、市ホー

ムページ及び広報紙による制度周知などの支援を行っております。
今後も、農業協同組合が行う取組への支援を継続してまいります。